## 構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県
- 2 構造改革特別区域の名称 宮崎45フィートコンテナ物流特区
- 3 構造改革特別区域の範囲 宮崎県の全域

#### 4 構造改革特別区域の特性

細島港は、国際コンテナ定期航路が韓国航路と台湾・フィリピン航路の2航路、内 航フィーダー航路として神戸航路が就航している国の重点港湾に指定された重要港湾 であり、本県の海外貿易の中核を担う物流拠点として、産業や経済の発展に大きな役 割を果たしている。

特に、コンテナ貨物については、取扱量が着実に増加しており、平成23年は2万 8千TEU以上の取扱量となっている。

今後、更なるコンテナ取扱量の増加に対応するため、平成24年度にガントリークレーンの増設やコンテナヤードの拡張工事を行うとともに、コンテナとバルク貨物が混在する多目的ターミナルをコンテナ専用に特化するため、バルク貨物専用の大型岸壁を平成26年度完成に向けて整備しており、東九州の産業基盤を支える物流拠点としての港湾機能の充実強化を図っている。

45フィートコンテナについては、主要荷主企業(製造業)からの利用要請が出されており、45フィートコンテナの利用需要が高まっているほか、平成24年9月には、一般道における45フィートコンテナの公道輸送実験が実施され、交通に支障を与えることなく輸送できることが実証されている。

県内の企業立地の状況については、世界最大規模の太陽電池製造工場が立地しているほか、国内はもちろん海外とも取引を行う大手医療関連産業、自動車関連産業等が 集積している。

また、県内の道路網においては、東九州自動車道の日向・都農間が平成25年度に 開通予定となっており、県央地域から細島港までが1本につながり輸送時間の短縮が 可能となるなど物流機能が向上するとともに、平成28年度には、東九州自動車道の 北九州市から宮崎市までが開通予定となっており、宮崎自動車道や九州縦貫自動車道 とともに九州を循環する高速交通ネットワークが強化されている。

さらに、細島港と県内の各生産拠点とのアクセス機能を強化するため、既存インターチェンジを補完するスマートインターチェンジの設置に向けた取組も進められている。

#### 5 構造改革特別区域計画の意義

本県へのさらなる企業立地を促進し、また、県内企業の競争力強化を図るためには、 本県の物流面での優位性を高めるための施策展開が求められている。

45フィートコンテナは、平成17年に国際規格化され、主にアジア・米国間で取扱量が増加しているが、我が国では輸送用トレーラの確保が難しく、また、公道輸送が制限されている状況にあるため、国内での取扱は一部地域に限定されている。

細島港においては、既に主要荷主企業(製造業)から45フィートコンテナの利用要請が出されており、45フィートコンテナの公道輸送を可能とすることにより、県内企業の物流面での優位性が高まり、生産・流通活動の活性化が期待されている。

さらに、45フィートコンテナは、従来の40フィートコンテナよりも輸送ロットが約27%増大することから、物流コストの削減やCO₂排出削減の効果が見込まれ、細島港の競争力強化が期待される。

なお、45フィートコンテナの公道輸送時の安全性を確保するための、車両の運行 状況や事故及びヒヤリハット発生状況等の各道路管理者への定期報告については、各 道路管理者と協定の締結又は特殊車両通行許可の条件により確実に実施するものとす る。

### 6 構造改革特別区域計画の目標

本県への企業立地の促進や県内企業の競争力強化を図るためには、他県との差別化 を図り、本県の優位性を高める施策展開が必要である。

また、細島港は、国際コンテナ定期航路や内航フィーダー定期航路を有する東九州の物流拠点であり、増加貨物に対応するために、ガントリークレーンの増設やバルク 貨物専用岸壁の整備を進めるなど港湾機能の更なる充実を図っている。

さらに、道路網については、東九州自動車道の日向・都農間が平成25年度に開通 予定となっており、県央地域から細島港までが1本につながり輸送時間が短縮される など物流機能が向上するとともに、平成28年度には、東九州自動車道の北九州市か ら宮崎市までが開通予定となっており、宮崎自動車道や九州縦貫自動車道とともに九 州を循環する高速交通ネットワークの強化が図られ、細島港と県内の各生産拠点との アクセス機能が向上するなど、45フィートコンテナの公道輸送の効果を最大限に発 揮する環境が整っている。

このため、45フィートコンテナの公道輸送を実現することにより、本県の物流面での優位性を高め、本県へのさらなる産業集積の促進や県内企業の競争力強化を図り地域経済の活性化を目指すとともに、45フィートコンテナ利用による物流の効率化に伴う輸送コストの削減や環境負荷の低減により細島港の競争力強化を図り、更なる利用促進を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

当初より実施される特定事業による効果

- ① 運行回数の削減 約10%削減
- ② CO₂排出量の削減 約10%削減
- ③ 輸送効率 約13%向上(40フィート背高コンテナとの単純比較)
- ④ 輸送コストの低減
- ⑤ 交通渋滞の緩和
- 8 特定事業の名称

45フィートコンテナの輸送円滑化事業(1224)

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、 実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

# 別紙

1 特定事業の名称

45フィートコンテナの輸送円滑化事業(1224)

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 構造改革特別区域内のコンテナ輸送事業者
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域の認定の日
- 4 特定事業の内容
- (1) 事業に関与する主体

構造改革特別区域内のコンテナ輸送事業者とし、当初より特定事業の実施を予定 している事業者は以下の者である。

株式会社日立物流南九州営業部宮崎営業所

(2) 事業が行われる区域 宮崎県の全域

(3) 事業の実施期間

構造改革特別区域計画の認定後に実施。

事業実施に当たっては特殊車両通行許可により経路の安全を確認する。

(4) 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細 細島港と県内の各生産拠点間の陸上輸送において輸送ロットの増大を図る。 新規整備が想定される施設等は特にない。

5 当該規制の特例措置の内容

45フィートコンテナ用のセミトレーラ連結車の通行手続きの円滑な運用に向けて、セミトレーラ連結車の長さの基準を緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件(長さに対応したもの)を適用できるよう、道路管理者の通行許可基準の緩和を実施するものである。

事業実施にあたっては、コンテナ輸送事業者から通行経路にあたる各道路管理者に対して、車両の運行状況、事故及びヒヤリハットの発生状況等の定期的な報告を行い、 事故防止に万全を期すものとする。

具体的には、道路管理者に対して、月1回程度、運行日時、積載物、運行時の諸元

(重量・寸法)、運行経路、それに対応した事故及びヒヤリハットの有無等を報告する ものとし、協定の締結または特殊車両通行許可の条件により、確実に実施するものと する。